

佐賀の事業をつなぐプロジェクト事業広報業務委託仕様書

1 事業名

佐賀の事業をつなぐプロジェクト事業広報業務

2 目的

経営者の高齢化や後継者問題は業績不振や廃業、ひいては地域経済の衰退に直結する喫緊の課題であるが、そのことが事業者十分に伝わっていない状況である。

これまで、県内事業者を対象に実施した事業承継診断の結果では、後継者未定が約25%、後継者不在が約40%と支援が必要な事業者が数多く存在しており、要因としては「自分の代で廃業してもしようがない」といった経営者側の意識が最大のネックとなっていることが判明している。

こうした状況を打開するため、本事業では事業承継に関心が薄い事業者を対象に、県民も巻き込んだ広報事業を行うことで、県全体で事業承継の機運醸成を図り、経営者の事業承継意欲の喚起と後継者探しの後押しを行うために実施する。

3 委託業務内容

(1) 委託事業の概要

【事業承継事例紹介動画の制作】

事業承継を行った事業者（先代経営者、後継者）に取材し、事業承継に対する想いを動画を通じて魅力的に情報発信することで、事業承継を自分事にとらえてもらうため、ターゲット層の関心を引く動画を制作し、重要性をしっかりと伝えること。

【佐賀県広報紙「県民だより」折込広告を想定したのリーフレット制作】

佐賀県の事業承継の取組を県全体に広報することで、県全体で事業承継の機運を醸成するため、事業承継に関する取組をまとめたリーフレットを制作する。。

<業務内容>

- ① 広報動画の企画・制作
- ② 広報リーフレットの企画・制作

(2) 業務内容の詳細

① 広報動画の企画・制作

(ア) 動画の制作するために対象の事業者（先代経営者、後継者）に店舗や事業の概要、歴史、先代経営者の想い、後継者に求めること及び今後の展望等について取材し撮影を行う。なお、取材先の事業者は産業政策課で指定する。

(イ) 1つの動画の再生時間は5~6分程度。制作本数は2事業者に取材・撮影を行った内容で2本制作するものとする。

(ウ) メインターゲットは60歳以上の後継者不在の事業者で、内容についてはターゲット層に自分事としてとらえてもらうようなものにする。

(エ) 音楽、字幕、コンピューターグラフィック、イラスト等を適宜挿入する

(オ) 成果物の納品

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

・動画の規格は、16:9とし、フルハイビジョン(1920×1080)映像とする。

・動画の納品は、仕様に合わせて以下を制作するものとする。

DVDディスク・・・1枚(コピー可能なもの)

映像データ・・・MPEG4(文字テロップを抜いた)

・成果物の納品期日は令和6年3月8日とする。

② 広報リーフレットの企画・制作

(ア) 内容については佐賀県の事業承継施策の成果について掲載する。掲載内容及びレイアウトについては県と協議の上決定する。

(イ) 年齢、性別問わずできるだけ幅広い層を対象とすること。

(ウ) 文字原稿を含むすべての原稿(写真、地図、イラスト等を含む)を制作すること。ただし、県が作成、提供するものは除く。

(エ) デザイン及びレイアウト等の校正は原則3回以上行うものとする。校正作業は県が校了と判断するまで行うものとする。

(オ) 成果物の納品

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

・リーフレットの仕様は、右開きのA4版4ページ(A3版二つ折)、フルカラーとする。

・レイアウトについては、佐賀県県民だより「さががすき」に折り込むことを想定したデザインとすること。

・令和5年12月21日に開催予定の「佐賀の事業をつなぐシンポジウム(仮称)」の実績について記載すること。

・リーフレットの納品形態は版下データを保存したCD-R、ホームページに掲載可能な電子ファイル。

・データ入稿期限は令和6年1月25日、校了は令和6年2月8日までとする。

4 事業実績の報告

・実施した広報の実績及びその他特記事項等を記した完了報告書を作成し、業務完了後速やかに提出すること。

・事業実績の報告期限は令和6年(2024年)3月8日までとする。

5 委託契約期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月8日まで

6 委託上限額

5,500,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

7 代金の支払い方法

完了払(但し、協議により前金払を行う場合がある。)

8 その他

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施に当たっては、県と緊密な連携を取りながら進めるものとし、疑義が生じた場合は直ちに県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本委託業務を実施するに当たり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- (5) 受託者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権(著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む)は県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- (6) 事業実施中においても、県は事業の実施状況について、随時報告を求めることができる。